

締約国に関する情報 UA	ウクライナ 一般情報	附属書 B1 UA
国内官庁の名称	State Organization “Ukrainian National Office for Intellectual Property and Innovations” (UANIPIO) (国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」 (UANIPIO))	
所在地	1, Dmytra Hodzenka Street, Kyiv 01601 Ukraine	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(380-44) 494 05 05	
電子メール	office@nipo.gov.ua	
インターネット	https://nipo.gov.ua/en	
ファクシミリ装置	(380-44) 494 05 06	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替え用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする	
出願人がWIPO DASから優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
ウクライナの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局又は国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO)	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
ウクライナが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 ¹	国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」 (UANIPIO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許、実用新案	

[次頁に続く]

1 対応する国内段階を参照されたい。

U A	ウクライナ (続き)	U A
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するウクライナの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	出願人は、発明を使用する資格のない者が当該発明を使用している場合、国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO)が国際出願を公開した日から、その発明についての出願の情報が公開された事実を実際に知っていた者、又はウクライナ語による書面によって出願番号の表示を伴って当該通知を受けた者に対して、賠償金の支払を求めることができる。この賠償金の請求は、特許付与後でなければ有効にならない(UPL第21条、第2部及び第4部)。	
ウクライナが指定(又は選択)されている場合の有益な情報		
ウクライナが指定(または選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の受領日から2か月の期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり(附属書L参照)	